

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第71号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴い、同法の規定に基づき設立されることとなるマンション敷地売却組合について、収益事業を行わないものについては、法人の県民税を課さないこととする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年12月24日から施行することとした。

◆災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第72号）

1 条例改正の目的

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の施行により災害救助法（昭和22年法律第118号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例（高知県条例第73号）

1 条例改正の目的

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行による薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正等に伴い、関係条例について引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第74号）

1 条例改正の目的

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行による薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正等を考慮し、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業について許可制が登録制と、高度管理医療機器等の賃貸業が貸与業とされること等に伴う必要な改正をするとともに、再生医療等製品の製造販売業又は販売業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて同法の引用規定の整理等をすることとした。

2 主要な内容

- (1) 確認項目の増加等に伴い、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料を改定すること。
- (2) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業について製造所ごとの許可制から登録制に移行されることに伴い、製造業の許可及び許可の更新の申請に対する審査、許可証の書換え交付及び再交付並びに製造に係る適合性調査に係る手数料を廃止し、製造業の登録及び登録の更新の申請に対する審査並びに登録証の書換え交付及び再交付に係る手数料を新たに徴収することとする。
- (3) 再生医療等製品の製造販売業又は販売業（販売業については、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを含む。）の許可及び許可の更新の申請に対する審査並びに許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料を新たに徴収することとする。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例	3
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	4
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例	9
◎高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	11
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19

すること。

- (4) 高度管理医療機器等の賃貸業を無償で貸与する場合を含めた貸与業とすること。
- (5) その他薬事法等の引用規定の整理等を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第75号）

1 条例改正の目的

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行による薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正等に伴い、高度管理医療機器等の賃貸業を貸与業とするほか、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◆高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（高知県条例第76号）

1 条例改正の目的

少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）が制定されるとともに、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第60号）の施行により少年院法（昭和23年法律第169号）が廃止されることに伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第77号）

1 条例改正の目的

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第87号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の一部改正に伴い、薬事法（昭和35年法律第145号）の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第78号）

1 条例改正の目的

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第115号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部改正に伴い、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）で定義されている用語について必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第79号）

号)

1 条例改正の目的

高知県立美術館の利用施設のうち創作室の一部を廃止することに伴い、その利用料金及び使用料の基準額を削除する等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年11月1日から施行することとした。

◆高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第80号）

1 条例改正の目的

県営住宅の良好な居住環境を確保するため、入居者の負担となっている県営住宅の共益費を自治会等に代わって県が徴収することができることとするよう必要な改正を行うとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第81号）

1 条例改正の目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）が施行されることに伴い、幼保連携型認定こども園内閣府の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年文部科学省令第1号）及び厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設内閣府の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）の制定等を考慮し厚生労働省

て認定こども園の認定の基準等について必要な改正を行うとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る事項等を調査審議させるため、高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 法の一部改正等に伴い、定義規定の整備等を行うこと。（第1条、第2条及び第5条）
- (2) 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「連携型外認定こども園」という。）の認定の基準について必要な改正を行うこと。（第3条及び別表）
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。（第6条から第19条まで）
 - ア 設備運営基準の目的
 - イ 設備運営基準の向上
 - ウ 学級の編制に関する基準
 - エ 人員に関する基準
 - オ 園舎及び園庭
 - カ 園舎に備えるべき設備

- キ 園具及び教具
- ク 教育及び保育を行う期間及び時間
- ケ 子育て支援事業の内容
- コ 連携型外認定子ども園の認定の基準の準用
- サ 学校教育法施行規則の準用等

(4) 法第25条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る事項等を調査審議させるため、高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置するとともに、同審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとする。 (第20条)

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (高知県条例第82号)

1 条例改正の目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を考慮し、児童福祉施設のうち保育所の設備及び運営に関する基準について、新たに施設の運営についての重要事項に関する規程の整備及び業務の質の評価等を義務付ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第71号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項及び第33条第3号中「マンション建替組合」を「マンション建替組合及びマンション敷地売却組合」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月24日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第72号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「第29条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第73号

高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例

(高知県地方薬事審議会条例の一部改正)

第1条 高知県地方薬事審議会条例（昭和38年高知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「薬事法（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき」に、「置く」を「設置するとともに、同条第2項の規定により審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条第2項中「次の各号に」を「次に」に、「知事が委嘱又は任命する」を「、知事が委嘱し、又は任命する」に改め、同項第3号中「の代表」を「を代表する者」に改める。

第3条の見出しを「（任期等）」に改め、同条第1項ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改め、同条第2項中「委嘱又は任命された」を「委嘱され、又は任命された」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第4条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は会長が」に改める。

第5条第1項中「は、会長が招集し、その議長となる」を「（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する」に改め、同条第3項中「議事」を「会議の議事」に、「過半数で」を「過半数をもって」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「審議会の」を削り、「半数以上が出席しなければ開くこと」を「過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、会長が当たる。

第6条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「はかつて」を「諮って」に改める。
（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1のとおり」を「別表第1に定めるとおり」に改める。

第3条第1項中「別表第2のとおり」を「別表第2に定めるとおり」に改める。

別表第1の11の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「高知県薬事法施行細則」を「高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。
（高知県食の安全・安心推進条例の一部改正）

第3条 高知県食の安全・安心推進条例（平成17年高知県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべての」を「全ての」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

第3条第4項中「すべての」を「全ての」に改める。

第18条第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品」を「医薬品又は再生医療等製品」に改める。

第27条第3項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第28条第2項第4号中「適当と」を「適当であると」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第74号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第19条の見出し中「薬事法等」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

保等に関する法律等」に改め、同条中「薬事法（」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同条の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,000円
2 法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円
3 政令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,000円
4 政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	2,900円
5 法第12条第1項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可申請手数料	
ア 第一種医薬品製造販売業許可に係るもの		146,300円
イ 第二種医薬品製造販売業許可に係るもの（ウに掲げるものを除く。）		128,900円
ウ 政令第3条に規定する薬局製造販売医薬品（以下この表において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売業の許可に係るもの		7,300円
エ 医薬部外品製造販売業許可に係るもの（オに掲げるものを除く。）		58,800円
オ 政令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品の製造販売業の許可に係るもの		128,900円
カ 化粧品製造販売業許可に係るもの		58,800円
6 法第12条第2項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可更新申請手数料	
ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新に係るもの		133,200円
イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新に係るもの		115,800円

るもの（ウに掲げるものを除く。） ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に係るもの エ 医薬部外品製造販売業許可の更新に係るもの（オに掲げるものを除く。） オ 政令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品の製造販売業の許可の更新に係るもの カ 化粧品製造販売業許可の更新に係るもの		4,000円 47,100円 115,800円 47,100円	キ 医薬部外品の製造工程のうち省令第26条第2項第3号に規定するもの（以下この表において「医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）」という。）に係るもの ク 化粧品の製造工程のうち省令第26条第3項第1号に規定するもの（以下この表において「化粧品（一般）の製造」という。）に係るもの ケ 化粧品の製造工程のうち省令第26条第3項第2号に規定するもの（以下この表において「化粧品の製造（包装、表示又は保管のみ）」という。）に係るもの		33,000円 39,500円 33,000円
7 政令第5条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料	2,000円	10 法第13条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの イ 医薬品（一般）の製造に係るもの ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの エ 薬局製造販売医薬品の製造に係るもの オ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの カ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの キ 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの ク 化粧品（一般）の製造に係るもの ケ 化粧品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可更新申請手数料	51,900円 49,700円 24,000円 5,600円 49,700円 25,600円 24,000円 25,600円 24,000円
8 政令第6条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料	2,900円		11 法第13条第6項及び政令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの イ 医薬品（一般）の製造に係るもの ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの エ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの オ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの カ 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの キ 化粧品（一般）の製造に係るもの	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可申請手数料
9 法第13条第1項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査 ア 医薬品の製造工程のうち省令第26条第1項第3号に規定するもの（以下この表において「医薬品（無菌）の製造」という。）に係るもの イ 医薬品の製造工程のうち省令第26条第1項第4号に規定するもの（以下この表において「医薬品（一般）の製造」という。）に係るもの ウ 医薬品の製造工程のうち省令第26条第1項第5号に規定するもの（以下この表において「医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）」という。）に係るもの エ 薬局製造販売医薬品の製造に係るもの オ 医薬部外品の製造工程のうち省令第26条第2項第1号に規定するもの（以下この表において「医薬部外品（無菌）の製造」という。）に係るもの カ 医薬部外品の製造工程のうち省令第26条第2項第2号に規定するもの（以下この表において「医薬部外品（一般）の製造」という。）に係るもの	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料	87,700円 83,300円 46,300円 11,000円 83,300円 39,500円			

	ク 化粧品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの		30,800円				
	12 政令第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料	2,000円				
	13 政令第13条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付手数料	2,900円				
	14 法第14条第1項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査 ア 医療用医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの（イに掲げるものを除く。） イ 日本薬局方に収められている医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの ウ 薬局製造販売医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの オ 医薬部外品についての品目ごとの製造販売に係るもの	医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料	211,900円				
	15 法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項及び政令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造販売の承認申請若しくは製造販売の承認事項の一部変更の承認申請又は輸出用の医薬品若しくは医薬部外品の製造開始に伴う製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査 ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの イ 医薬品（一般）の製造に係るもの ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの エ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの オ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの カ 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの	医薬品又は医薬部外品の適合性調査手数料	48,300円 29,300円 14,700円 48,300円 29,300円 14,700円				
	16 法第14条第6項又は第80条第1項及び政令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造販売の承認取得後又は輸出用の医薬品若しくは医薬部外品の製造開始後における製造管理又は品質管理の方法に係る定期適合性調査 ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの イ 医薬品（一般）の製造に係るもの ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの エ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの オ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの カ 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの	医薬品又は医薬部外品の定期適合性調査手数料				104,400円に品目の数に2,200円を乗じて得た額を加算した額 73,100円に品目の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額 38,800円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額 104,400円に品目の数に2,200円を乗じて得た額を加算した額 73,100円に品目の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額 38,800円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額	
	17 法第14条第9項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査 ア 医療用医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの（イに掲げるものを除く。） イ 日本薬局方に収められている医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの ウ 薬局製造販売医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの	医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	103,100円 29,100円 90円 35,900円				

の オ 医薬部外品についての品目ごとの製造販売に係るもの		29,100円		イ 体外診断用医薬品の製造業の登録に係るもの		38,000円	
18 法第23条の2第1項及び政令第80条第3項第1号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 ア 第一種医療機器製造販売許可に係るもの イ 第二種医療機器製造販売許可に係るもの ウ 第三種医療機器製造販売許可に係るもの エ 体外診断用医薬品製造販売許可に係るもの	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料	146,300円		23 法第23条の2の3第3項及び政令第80条第3項第3号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査 ア 医療機器の製造業の登録の更新に係るもの イ 体外診断用医薬品の製造業の登録の更新に係るもの	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料	26,900円	
		128,900円				26,900円	
		94,200円		24 政令第37条の9第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料	2,000円	
		128,900円		25 政令第37条の10第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料	2,900円	
19 法第23条の2第2項及び政令第80条第3項第1号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 ア 第一種医療機器製造販売許可の更新に係るもの イ 第二種医療機器製造販売許可の更新に係るもの ウ 第三種医療機器製造販売許可の更新に係るもの エ 体外診断用医薬品製造販売許可の更新に係るもの	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	139,000円		26 法第23条の20第1項及び政令第80条第4項第1号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	146,300円	
		119,100円		27 法第23条の20第2項及び政令第80条第4項第1号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	133,200円	
		72,800円		28 政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,000円	
		119,100円		29 政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	2,900円	
20 政令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料	2,000円		30 法第24条第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	29,000円	
21 政令第37条の3第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料	2,900円		31 法第24条第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,000円	
22 法第23条の2の3第1項及び政令第80条第3項第3号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査 ア 医療機器の製造業の登録に係るもの	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料	38,000円					

	規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査				規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	与業の許可更新申請手数料	
32	法第33条第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	配置販売従事者身分証明書交付手数料	7,100円		41 法第40条の2第1項及び政令第80条第3項第4号の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	71,600円
33	法第33条第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,000円		42 法第40条の2第3項及び政令第80条第3項第4号の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器修理業許可更新申請手数料	48,300円
34	法第33条第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	2,900円		43 法第40条の2第5項及び政令第80条第3項第4号の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	18,000円
35	法第36条の8第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	15,000円		44 政令第55条において準用する政令第37条の9第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器修理業許可証書換え交付手数料	2,000円
36	法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録販売者の販売従事登録の申請に対する審査	登録販売者販売従事登録申請手数料	7,100円		45 政令第55条において準用する政令第37条の10第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の再交付	医療機器修理業許可証再交付手数料	2,900円
37	省令第159条の11第1項又は動物用医薬品等取締規則第115条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	2,000円		46 法第40条の5第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	29,000円
38	省令第159条の12第1項又は動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	2,900円		47 法第40条の5第4項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,000円
39	法第39条第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	29,000円		48 政令第45条第1項（政令第83条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料	2,000円
40	法第39条第4項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の	高度管理医療機器等の販売業又は貸	11,000円		49 政令第46条第1項（政令第83条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規	医薬品販売業許可証、高度管理医療	2,900円

定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付

機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例（次項において「旧条例」という。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定するものを除く。）については、なお従前の例による。

3 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条第2号の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は第9項の承認の申請（体外診断用医薬品又は医療機器の製造販売に係るものに限る。）に伴う同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第269号）第1条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第7号の規定による調査を行う場合は、この条例による改正後の高知県手数料徴収条例の規定にかかわらず、旧条例第19条の規定により手数料を徴収するものとする。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第75号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表28の項中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同表28の項ア中「賃貸業に」を「貸与業に」に改め、同表28の項ア(ア)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表28の項ア(テ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ア(テ)を同表28の項ア(ト)とし、同表28の項ア(ツ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ア(ツ)を同表28の項ア(チ)とし、同表28の項ア(チ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ア(チ)を同表28の項ア(ツ)とし、同表28の項ア(タ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ア(タ)を同表28の項ア(チ)とし、同表28の項ア(ソ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ア(ソ)を同表28の項ア(タ)とし、同表28の項ア(セ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同ア(セ)を同表28の項ア(ソ)とし、同表28の項ア(ス)を同表28の項ア(セ)とし、同表28の項ア(シ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同ア(シ)を同表28の項ア(ス)とし、同表28の項ア(サ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「高度管理医療機器等営業管理者又は特定管理医療機器営業管理者等」を「高度

管理医療機器等営業所管理者又は特定管理医療機器営業所管理者等」に改め、同ア(サ)を同表28の項ア(シ)とし、同表28の項ア(コ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「(セ)」を「(ソ)」に改め、同ア(コ)を同表28の項ア(サ)とし、同表28の項ア(ケ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同ア(ケ)を同表28の項ア(コ)とし、同表28の項ア(ク)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同ア(ク)を同表28の項ア(ケ)とし、同表28の項ア(キ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同ア(キ)を同表28の項ア(ク)とし、同表28の項ア(カ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同ア(カ)を同表28の項ア(キ)とし、同表28の項ア(オ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に改め、同ア(オ)を同表28の項ア(カ)とし、同表28の項ア(エ)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に改め、同ア(エ)を同表28の項ア(オ)とし、同表28の項ア(ウ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ア(ウ)を同表28の項ア(エ)とし、同表28の項ア中

「(イ) 法第39条第4項の規定による(ア)の許可の更新

を

「(イ) 法第39条第4項の規定による(ア)の許可の更新

(ウ) 法第39条の2第2項ただし書の規定に基づく高度管理医療機器等営業所管理者の営業所以外の場所での業としての営業所の管理その他薬事に関する実務への従事の許可

に改め、同表28の項イ中

「(キ) 法第72条の3の規定に基づく(ア)若しくは(イ)の報告をせず、又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告の内容の是正命令

(ク) 法第77条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は賃貸業者等に対する指導及び助言

を

「(ク) 法第72条の3の規定に基づく(ア)若しくは(イ)の報告をせず、又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告の内容の是正命令

に改め、同表28の項イ(カ)を同表28の項イ(キ)とし、同表28の項イ(オ)中「第68条の10」を「第68条の23」に改め、同イ(オ)を同表28の項イ(カ)とし、同表28の項イ中

「(エ) 法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の当該医薬品製造管理者が管理する製造所以外の場所での薬事に関する実務への従事の許可

を

「(エ) 法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定に基づく薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の当該医薬品製造管理者が管理する製造所以外の場所での業としての製造所の管理その他薬事に関する実務への従事の許可

(オ) 法第68条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は貸与業者等に対する指導及び助言

に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。



高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第76号

高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(高知県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 高知県旅館業法施行条例(平成5年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第4号中「少年院法(昭和23年法律第169号)第1条」を「少年院法(平成26年法律第58号)第3条」に、「同法第16条」を「少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条」に改める。

第5条中「第3条第4項」を「第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)」に、「に掲げる者」を「に定める者」に改める。

(高知県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第4号中「少年院法(昭和23年法律第169号)第16条」を「少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第77号

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第20条第6号ただし書中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

第28条第3号中「同項第2項」を「同条第2項」に改める。

第57条中「、第27条第2項中「第9条から第25条まで及び次条から第42条まで」とあるのは「第49条から第56条まで並びに第57条において読み替えて準用する第9条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで、第25条、次条及び第32条から第42条まで」とを削り、「第28条中」を「第27条第2項中「第9条から第25条まで及び次条から第42条まで」とあるのは「第49条から第56条まで並びに第57条において読み替えて準用する第9条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで、第25条、次条及び第32条から第42条まで」と、第28条中」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第78号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第46条及び第114条第2項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第18条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第79号

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例(平成5年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「開館時間」を「同項本文に規定する開館時間」に改める。

第9条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第15条第2項ただし書中「に係る」を「に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の」に改める。

第16条中「定められた利用料金」を「定められた(第13条の規定に基づき減額したときを含む。)利用料金」に、「定められた観覧料」を「定められた(同条第5項において読み替えて準用する第13条の規定に基づき減額したときを含む。)観覧料」に改める。

別表第2の1の表中

創作室(1)・(2)	5,440円	680円
創作室(3)	3,360円	420円

を

創作室	5,440円	680円
-----	--------	------

に改める。

別表第3備考を次のように改める。

備考 1 写真の撮影の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。

2 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第80号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第4号中「同等と」を「同等であると」に改める。

第9条第3項第8号カ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第20条に次の3項を加える。

2 知事は、県営住宅の良好な居住環境の確保その他やむを得ない事情により特に必要があると認めるときは、前項第3号に掲げる費用を入居者から徴収することができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

3 前項の規定に基づき徴収する費用の額は、規則で定める。この場合において、当該費用の額には、その徴収に伴い必要となる経費等の額を加算するものとする。

4 知事は、第15条の規定に基づき家賃の徴収の猶予をする場合において、特に必要があると認めるときは、第2項の規定に基づく費用の徴収の猶予をすることができる。

第64条中「という。）に」を「という。）にこれを」に改め、同条第3号中「使用料」を「使用料（第20条第3項の費用を含む。）」に改める。

第65条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第66条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第67条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第69条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第73条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

第74条中「同等と」を「同等であると」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第81号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 連携型外認定こども園（第3条―第5条）

第3章 幼保連携型認定こども園（第6条―第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

第1条中「第7条第1項」を「第2条第6項」に、「（以下）」を「（次条第2号において）」に改める。

第2条中「、法」を「、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び内閣府

運営に関する基準（平成26年文部科学省令第1号）」に改め、同条各号を次のように改め厚生労働省

る。

(1) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(2) 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

(ア) 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

(イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 連携型外認定こども園

第3条を次のように改める。

（連携型外認定こども園の認定の要件）

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準
- (3) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

第5条の見出し中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同条第1項中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同条第2項中「第6条」を「第28条」に改める。

第6条を第21条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第5条の次に次の章名及び15条を加える。

第3章 幼保連携型認定こども園

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項及び第4項の規定による基準
- (2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準条例第11条ただし書及び第47条第8号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準
- (3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準条例第12条から第14条まで、第16条（第4項ただし書及び第6項を除く。）、第21条及び第48条（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
- (4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第7項までに定め

る基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの
（設備運営基準の目的）

第7条 この章において定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準（次条において「設備運営基準」という。）は、教育委員会の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第8条 教育委員会は、その管理に属する第20条第1項の規定により設置された高知県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編制に関する基準）

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（人員に関する基準）

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人
備考	
1	この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条

の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。
- 3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
(園舎及び園庭)

第11条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建て以上とする場合であつて、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
 - (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル

- (2) 満3歳に満たない園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
 - (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル

- イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積
(園舎に備えるべき設備)

第12条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備にあっては、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、職員室と保健室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
 - (2) 乳児室又はほふく室
 - (3) 保育室
 - (4) 遊戯室
 - (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
 - 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 - 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
 - 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
 - 6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
 - 7 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室
- (園具及び教具)

第13条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 園具及び教具は、常にこれらを改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第14条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第15条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要であると認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(9)及び(10)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第18条 児童福祉施設基準条例第6条、第7条第1項、第2項及び第4項、第10条から第14条まで、第16条（第4項ただし書及び第6項を除く。）、第21条、第22条（第2項を除く。）、第47条第8号、第48条（後段を除く。）並びに第52条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
児童福祉施設基準条例第6条第1項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）
児童福祉施設基準条例第6条第2項	最低基準	設備運営基準
児童福祉施設基準条例第7条第1項	入所している者	園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）
児童福祉施設基準条例第7条第2項	児童の	園児の
児童福祉施設基準条例第7条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
児童福祉施設基準条例第10条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
児童福祉施設基準条例第11条	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて	その運営上必要があると認められる場合は
	設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に	職員又は設備の一部を、職員にあっては他の学校又は社会福祉施設の職員に、設備にあっては他の学校、社会福祉施設等の設備に
	入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職	園児に対する保育に直接従事する職員並びに乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所

	員						以下同じ。)並びに子育ての支援
児童福祉施設基準 条例第12条	入所している者	園児					
	入所に	入園に					
児童福祉施設基準 条例第13条	入所している児童	園児					教育及び保育並びに子育ての支援について、
	当該児童	当該園児					援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る
児童福祉施設基準 条例第14条	児童福祉施設の長	園長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長をいう。第52条において同じ。）					又は遊戯室
	入所している児童等に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項					耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号アに該当するものを除く。）
	その児童等	園児					施設又は設備が
児童福祉施設基準 条例第16条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児					設備が
	第11条	高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）第18条において読み替えて準用する第11条					施設及び設備
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等					設備
児童福祉施設基準 条例第16条第2項 及び第3項	入所している者	園児					児童福祉施設基準 条例第47条第8号 ウ
児童福祉施設基準 条例第16条第5項	児童の	園児の					児童福祉施設基準 条例第47条第8号 カ
児童福祉施設基準 条例第21条	利用者	園児					児童福祉施設基準 条例第48条
児童福祉施設基準 条例第22条第1項	援助	教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。					第16条第1項
						高知県認定こども園条例第18条において読み替えて準用する第16条第1項	
							満3歳以上の幼児
							満3歳以上の園児
							幼児
							園児
							乳幼児
							園児
							保育所の長
							園長

	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(幼稚園設置基準の準用)

第19条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(高知県幼保連携型認定こども園審議会の設置等)

第20条 法第25条の規定に基づき、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置する。

2 高知県幼保連携型認定こども園審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の6項を加える。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例(平成26年高知県条例第81号)(第5条の次に章名及び15条を加える改正規定中高知県認定こども園条例第20条に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、同条例による改正後の高知県認定こども園条例(以下「新条例」という。)第10条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下この項において「一部改正法」という。))附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項において同じ。)の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、新条例第11条から第13条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の人員に関する基準に係る特例)

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における新条例第10条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型外認定こども園の設備に関する基準に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項及び第7項並びに第12条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------

定														
第11条第3項	第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすとき	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるとき												
第11条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="1377 502 1675 738"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="1720 443 2018 679"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </table>	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル
学級数	面積													
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル													
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル													
学級数	面積													
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル													
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル													
第12条第6項	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積												

6 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(1) 園児が安全に移動することができる場所であること。 (2) 園児が安全に利用することができる場所であること。 (3) 園児が日常的に利用することができる場所であること。 (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>別表中「認定こども園の認定の」を「連携型外認定こども園の認定の」に改め、同表の1の(1)中「認定こども園に置く」を「連携型外認定こども園に置く教育及び」に、</p> <p>「ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上 エ 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上 オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上」</p> <p>を</p> <p>「ウ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上 エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上」</p> <p>に改め、同表の1中</p> <p>「(2) (1)のウにかかわらず、幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び保育所型認定こども園にあっては、短時間利用児を受け入れる場合は、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置くこと。 (3) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。 (4) (3)の場合において、1学級の子ども数は、35人以下とすること。ただし、幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び保育所型認定こども園にあっては、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては20人以下、満4歳以上の子どもについては30人以下とすること。」</p> <p>を</p> <p>「(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子ども数は、35人以下とすること。」</p> <p>に改め、同表の2の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「(2)において同じ」を「以下同じ」に改め、同表の2の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「保育に」を「教育及び保育に」に改め、「(昭和24年法律第147号)」を削り、「をいう」を「をいう。5の(3)において同じ」に改め、同表の2の(4)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の3の(1)中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同表の3の(2)中「移動できる」を「移動することができる」に改め、同表の3中</p> <p>「(3) 認定こども園の園舎の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。」</p> <p>を</p> <p>「(3) 連携型外認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に</p>						
第11条第3項	園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	園舎が児童福祉施設基準条例							
第11条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="389 411 687 624"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数		面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積								
1学級	180平方メートル								
2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル								
第11条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="389 826 687 1062"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	
学級数	面積								
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル								
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル								

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（新条例第11条第7項第1号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、その保育室又は遊戯室の面積が(5)のアの本文（満2歳に満たない子どもに対する保育を行うときにあっては、その保育室又は遊戯室の面積に係る(5)のアの本文及びその乳児室又はほふく室の面積に係る(10)に規定する基準を満たすときを除く（幼稚園型認定子ども園にあっては、当該幼稚園型認定子ども園を構成する保育機能施設が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定子ども園を構成する保育機能施設に限る。））。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×（学級数－2）平方メートル

に改め、同表の3の(4)中「認定子ども園」を「連携型外認定子ども園」に改め、同表の3中

「(5)(4)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。」

を

「(5)(4)の施設の面積は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについて、幼稚園型認定子ども園において、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(3)の本文に規定する基準を満たすときを除く（幼稚園型認定子ども園を構成する幼稚園が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定子ども園を構成する幼稚園に限る。）。

イ 屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定子ども園にあっては次に掲げる面積を合計した面積以上、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園にあっては(イ)に掲げる面積以上であること。

(ア) 幼稚園型認定子ども園を構成する幼稚園における次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル
3学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル

(イ) 3.3平方メートルに連携型外認定子ども園を構成する保育所又は保育機能施設に入所させる満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

ウ 調理室の面積は、当該連携型外認定子ども園に受け入れる子どもに対する食

事の提供をするために支障のない面積以上であること。」に改め、同表の3の(6)中「、幼保連携型認定子ども園を構成する保育所」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に、「及び地方裁量型認定子ども園」を「又は地方裁量型認定子ども園」に、「当該認定子ども園」を「当該連携型外認定子ども園」に、「(5)の教育委員会規則で定める」を「(5)のイに規定する」に改め、同表の3中「(7) 認定子ども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定子ども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、教育委員会規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定子ども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定子ども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定子ども園において行うことが必要な加熱、保存等の調理のための機能を有する設備を備えていること。

(8) 認定子ども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。

(9) (8)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。」

を

「(7) 連携型外認定子ども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定子ども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定子ども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定子ども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該連携型外認定子ども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該連携型外認定子ども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下(7)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、当該連携型外認定子ども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

エ 子ども年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努めること。

(8) 幼稚園型認定子ども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定子ども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定子ども園は、(4)にかかわらず、調

理室を備えないことができること。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていること。

(9) 連携型外認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。

(10) (9)の施設の面積は、乳児室にあっては1.65平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上、ほふく室にあっては3.3平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上であること。

」に改め、同表の4の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「内容は」を「内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ」に改め、同表の4の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表中「5 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等

認定こども園においては、教育委員会規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られること。

6 子育て支援事業

認定こども園においては、保護者及び地域の子育て力を高める視点に立ち、教育委員会規則で定める事項に留意して、子育て支援事業が実施されること。

を
「5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等

連携型外認定こども園においては、次に掲げる事項に留意して、子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られること。

(1) 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質は、教育及び保育の要であり、自らその向上に努めること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 連携型外認定こども園の長及び職員に対する連携型外認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該研修の機会を確保することができるよう勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 連携型外認定こども園の長には、連携型外認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

6 子育て支援事業

連携型外認定こども園においては、保護者及び地域の子育て力を高める視点に立ち、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業が実施されること。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者の子育て力の向上を積極的に支援すること。この場合においては、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、地域の子育て世帯に対して働きかけていくよう努めること。

(2) 保護者が希望するときに利用することが可能な体制を確保するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
内 閣 府

(平成26年文部科学省令第2号)第2条各号に掲げる事業のうち複数の事業を厚生労働省

週3日以上実施すること。

(3) 子どもに対する教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性及び資質を向上させるとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材及び社会資源をいかしていくこと。」

」に改め、同表の7の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の7の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同表の7の(3)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育及び保育」に改め、同表の7の(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)並びに8の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の8の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「定期的に避難、救出その他必要な訓練を」を「避難、救出その他必要な訓練を定期的に(避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月1回以上)」に改め、同表の9中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の10中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「子どもの」を「子どもに対する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する経過措置)
- 2 この条例(第5条の次に章名及び15条を加える改正規定中高知県認定こども園条例第20条に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の施行の日から起算して5年間は、この条例による改正後の高知県認定こども園条例別表の1の(1)の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

~~~~~  
高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第82号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「並びに」を「及び」に改める。

第17条第2項の表中「定期的健康診断」を「定期健康診断」に改め、同条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第19条中「児童福祉施設」を「児童福祉施設(保育所を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、保護者に対して費用の支払を求める理由及び費用の額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

第22条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第47条第8号中「の要件」を「に掲げる要件」に、「3階以上」を「3階以上の階」に改め、同号イの表4階以上の項中

「

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 避難用 | 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段 |
|-----|-------------------------------|

」

を

「

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。）<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」

に改める。

第53条及び第54条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

**第53条** 保育所は、自ら、その行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

**第54条** 削除

第72条第2項中「に規定するほか」を「の規定によるほか」に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。